

確定拠出年金法等の一部を改正する法律 ※平成28年5月24日成立、同年6月3日公布

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。 ※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等（※）へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3 DCの運用の改善 ※中小企業退職金共済制度を含む。

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

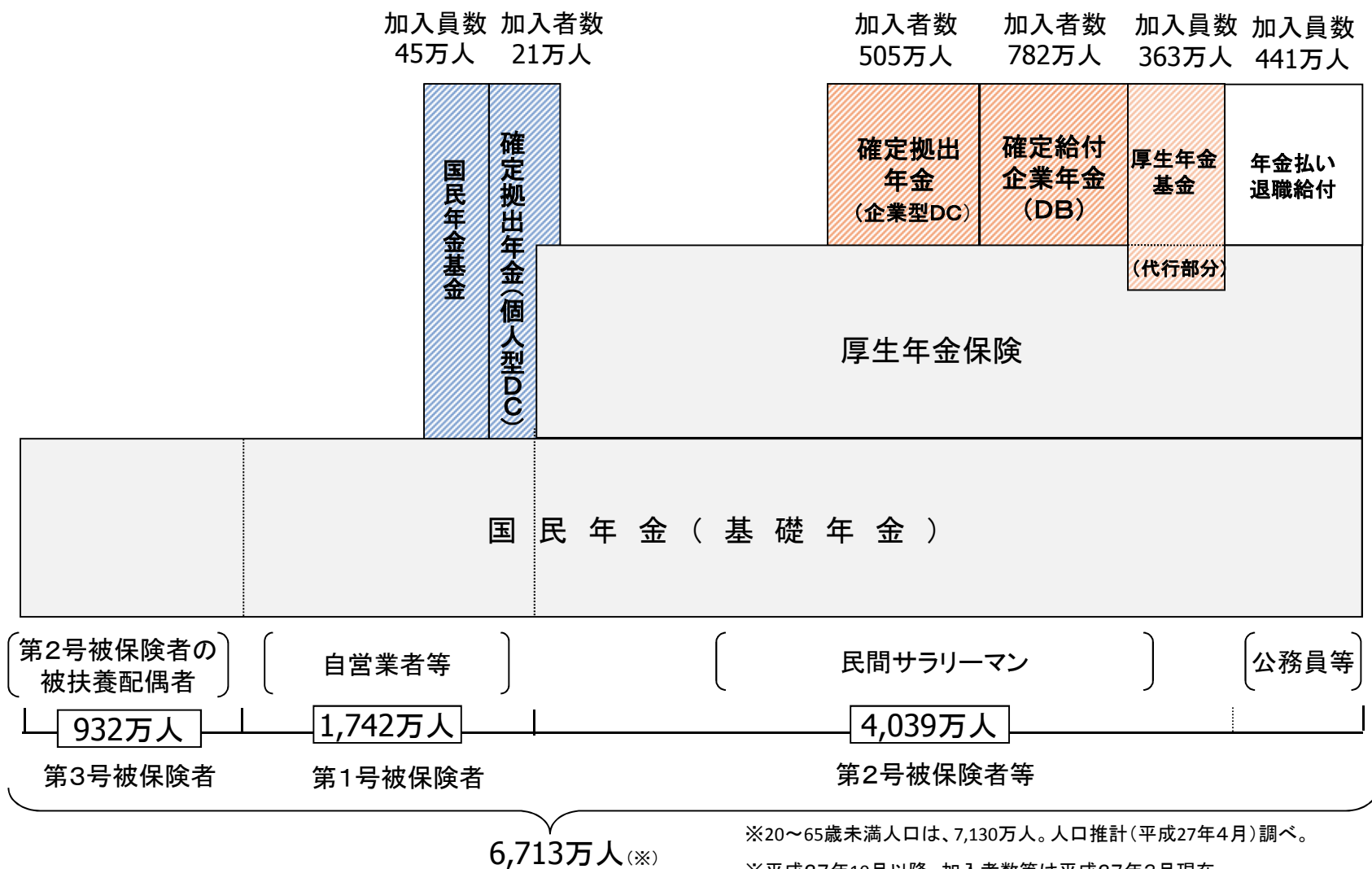
4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

II 施行期日

- ・ 2①、4は、平成29年1月1日（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日から2年以内で政令で定める日

年金制度の体系【現状】



※20～65歳未満人口は、7,130万人。人口推計(平成27年4月)調べ。

※平成27年10月以降。加入者数等は平成27年3月現在。

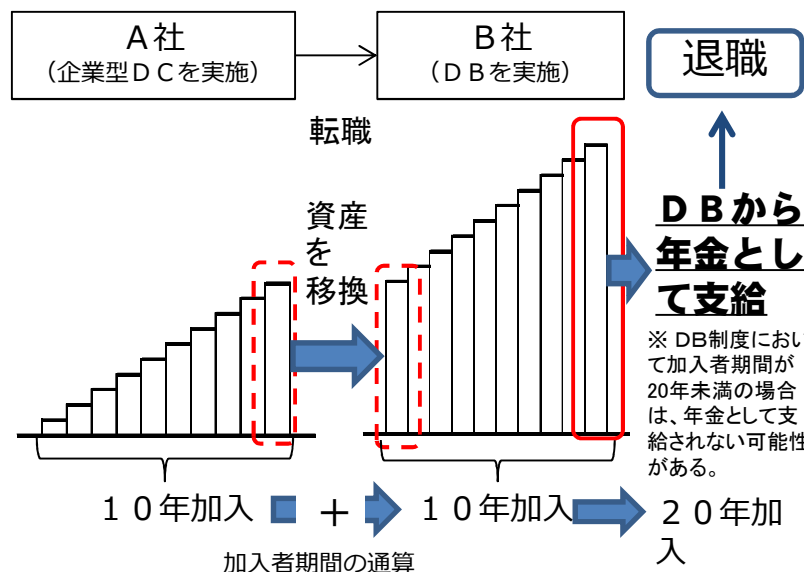
年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充

- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例:DB→DC)の資産移換を可能とするもの。
※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。
- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

＜ポータビリティ拡充の全体像＞

	移換先の制度			
	DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業退職金共済
移換前に加入していた制度	DB	○ (※1)	○ (※1)	× → ○ (※3)
	企業型 DC	× → ○	○	× → ○ (※3)
	個人型 DC	× → ○	○	×
	中小企業退職金共済	○ (※2) → ○ (※2+ ※3)	○ (※2) → ○ (※2+ ※3)	×

ポータビリティの拡充による利点
企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。
(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。(※3) 合併等の場合に限って措置。

中退共制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充

- 従業員が、職業生活の引退時等にまとまった退職金等を受け取ることができるよう、合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中退共制度と企業年金制度との間での資産移換を行うことを可能とする。

-資産移換のスキームについて-

